

○結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和52年3月25日

規則第3号

改正 昭和58年3月19日規則第2号

昭和59年9月28日規則第12号

昭和62年3月16日規則第4号

平成3年6月27日規則第16号

平成4年2月3日規則第1号

平成6年12月26日規則第26号

平成7年3月30日規則第6号

平成7年3月30日規則第7号

平成8年9月26日規則第12号

平成9年9月30日規則第23号

平成9年12月1日規則第24号

平成10年6月25日規則第14号

平成10年10月28日規則第15号

平成11年3月31日規則第18号

平成11年8月11日規則第23号

平成11年12月24日規則第27号

平成12年3月30日規則第4号

平成12年11月13日規則第49号

平成12年12月25日規則第51号

平成13年3月29日規則第13号

平成14年3月28日規則第10号

平成15年3月31日規則第9号

平成17年9月29日規則第28号

平成18年5月29日規則第28号

平成19年2月13日規則第17号

平成20年3月28日規則第14号

平成21年6月18日規則第14号
平成22年6月29日規則第20号
平成22年9月29日規則第26号
平成23年3月22日規則第1号
平成24年3月29日規則第4号
平成25年12月27日規則第34号
平成26年9月29日規則第22号
平成27年3月18日規則第4号
平成28年3月30日規則第9号
平成28年9月29日規則第23号
平成29年6月23日規則第16号

結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和48年結城市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、結城市医療福祉費支給に関する条例（昭和52年結城市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（社会保険各法）

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（台帳兼用）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療

福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類

(2) 転入者等にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次に定める書類を提示し又は提出しなければならない。

(1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類

(2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類

(3) 条例第2条第4号及び第5号に該当する者にあつては、市長が定める書類

(4) 条例第2条第4号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

(5) 条例第2条第4号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類

(6) 条例第2条第6号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、次条に定める医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、第1項の申請書に記載すべき全ての事項について、公簿等により確認することができるときは、当該申請書の提出を省略することができるものとする。

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に次の各号の対象者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める受給者証を交付するものとする。

(1) 母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等 医療福祉費受給者証(様式第2号)

(2) 次の要件のいずれにも該当しない妊産婦であつて、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷で受診する者 妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の2)

ア 妊娠の届出のあつた日において、対象者又はその配偶者(婚姻の届出をしていな

いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき。

イ 対象者又はその配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として対象者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 前号の要件に該当しない妊産婦 結城市医療福祉費受給者証(様式第2号の3)

(4) 次の要件のいずれにも該当しない小児 医療福祉費受給者証(様式第2号)

ア 出生の日及び1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父又は母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下同じ。)が基準額以上であるとき。

イ 小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

ウ 母子家庭の子、父子家庭の子及び重度心身障害者等を除く12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(5) 前号ア、イ及びウの要件のいずれかに該当する小児及び高校生相当 結城市医療福祉費受給者証(様式第2号の3)

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証、妊産婦医療福祉費受給者証、妊産婦市医療福祉費受給者証又は小児市医療福祉費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第6項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、次の各号の対象者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 母子家庭の母子，父子家庭の父子，重度心身障害者等 医療福祉費支給申請書
(様式第4号)
- (2) 第4条第3号に該当する妊産婦 市医療福祉費支給申請書(様式第4号の2)
- (3) 第4条第4号に該当する小児 医療福祉費支給申請書(様式第4号)
- (4) 第4条第5号に該当する小児及び高校生相当 市医療福祉費支給申請書(様式第4号の2)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第4条第7項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証，組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は、医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を提示して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- (6) 条例第2条第4号ア（イ）に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第4号ア（ウ）に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第6号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称
（第三者の行為による被害の届出）

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様式第8号）を、速やかに市長に届出しなければならない。

（添付書類の省略）

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者証の返還）

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則（「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則（昭和58年3月19日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施した上、なお使用することができる。

付 則（昭和59年9月28日規則第12号）

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、結城市医療福祉費支給に関する条例（昭和52年結城市条例第10号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

付 則（昭和62年3月16日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施した上、なお使用することができる。

付 則（平成3年6月27日規則第16号）

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。

付 則（平成4年2月3日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定によ

る様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成6年12月26日規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成7年3月30日規則第6号）

この規則は、公布日から施行する。

付 則（平成7年3月30日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成8年9月26日規則第12号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則（平成9年9月30日規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成9年12月1日規則第24号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成10年6月25日規則第14号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

付 則（平成10年10月28日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成11年8月11日規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成11年12月24日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年11月13日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

付 則（平成12年12月25日規則第51号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成13年3月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

付 則（平成14年3月28日規則第10号）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成14年7月1日以降の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成15年3月31日規則第9号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成17年9月29日規則第28号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成18年5月29日規則第28号）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお、使用することができる。

付 則（平成19年2月13日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日規則第14号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。

付 則（平成21年6月18日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、平成21年7月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、改正後の第4条の規定により交

付されたものとみなす。

付 則（平成22年6月29日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、平成22年10月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、改正後の第4条の規定により交付されたものとみなす。

付 則（平成22年9月29日規則第26号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行し、改正後の様式第1号の保険種別の規定、様式第2号の規定及び様式第7号の規定は、平成22年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。

付 則（平成23年3月22日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。

付 則（平成24年3月29日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による様式については、所要の補正をした上で、なお使用することができる。

付 則（平成25年12月27日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成26年4月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。

付 則（平成26年9月29日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。

付 則（平成27年3月18日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については、なお従前の例による。

付 則（平成28年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の結城市長が管理する情報の公開に関する規則、第2条の規定による改正前の結城市長が管理する個人情報の保護に関する規則、第3条の規定による改正前の結城市空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の結城市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の結城市民活動支援センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の結城市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の結城市役所駅前分庁舎多目的スペースの使用に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の結城市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第11条の規定による改正前の結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の結城市社会福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の結城市生活保護法施行細則、第15条の規定による改正前の結城市永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付事務取扱細則、第16条の規定による改正前の結城市児童福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第18条の規定による改正前の結城市子ども・子育て支援法施行細則、第19条の規定による改正前の結城市老人福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の老人医療事務取扱細則、第21条の規定による改正前の結城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第22条の規定による改正前の結城市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第23条の規定による改正前の結城市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録等に関する規則、第24条の規定による改正前の結城市地域生活支援事業の利用者負担に関する条例施行規則、第25条の規定による改正前の結城市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の結城市身体障害者手帳の交付等に関する規則、第27条の規定による改正前の結城市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則、

第28条の規定による改正前の結城市知的障害者福祉法施行細則，第29条の規定による改正前の結城市国民健康保険規則，第30条の規定による改正前の結城市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則，第31条の規定による改正前の結城市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則，第32条の規定による改正前の結城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則，第33条の規定による改正前の結城市浄化槽清掃業に関する規則，第34条の規定による改正前の結城市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則，第35条の規定による改正前の結城市企業誘致条例施行規則，第36条の規定による改正前の結城市都市計画法施行細則，第37条の規定による改正前の結城市道路管理及び占用に関する規則，第38条の規定による改正前の結城市法定外公共物管理条例施行規則，第39条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務取扱規則及び第40条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅新築認定事務施行細則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

付 則（平成28年9月29日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は，この規則の施行の日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し，同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については，なお従前の例による。

付 則（平成29年6月23日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成29年7月1日から施行する。ただし，様式第5号の改正規定は，平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は，この規則の施行の日以後の診療に係る医療福祉費の支給手続について適用し，同日前の診療に係る医療福祉費の支給手続については，なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)															区分		公費負担/受給者番号														
市町村名: 結城市															年度		作成日		性別		生年月日		住所コード		番 地		種 別		世帯コード		
記 録	1	受給者	個人番号	捺申請者記載欄	氏 名	(宛名番号)	性別	生年月日	続 柄	1. 削除 2. 新規 3. 修正	84. 小児 86. 妊産婦 83. 重度心身障害者 85. 65歳以上重度心身障害者 87. 父子家庭	88. 母子家庭	90. 小児単独(中3以下) 96. 妊産婦単独 94. 18歳単独(高校生)	区分	公費負担/受給者番号																
	2	配偶者・母								障害	交付・認定年月日	交付番号	種 別	県補助																	
	3	扶養義務者								認定	等級	障害者名	年金証書等記号番号	支給開始年月日	母子区分																
	4	被扶養者																													
所得控除	1	受給者	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑 損	医 療 費	社保・定額控除	小規模共済	本障 特他 特他	老 新 学 扶 老 物 定	免除額・ 災害医療費	控除後の判定所得	非 徴 課 判 定	判 定 額																	
	2	配偶者(父・母)																													
	3	扶養義務者																													
加入医療保険	1	保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号					保険種別の内容			退職区分の内容		保険区分の内容													
	2																														
	3																														
	4																														
保険者名称・所在地															銀行コード		支店コード		口座番号		口座名義人(カナ)					延滞額		出産予定日		妊娠届出日	
資 格	取得事由	取得年月日	喪失事由	喪失年月日	その他の宛名メモ	電話番号	上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。また、所得基準判断のため、私(扶養義務者等)の市町村民税・県民税の課税の内容について調査及び利用することに同意します。										備 考														
	1. 新規 2. 転入 3. 生保非該当 4. 離婚	5. 障害等 6. 死別 7. 高校等在学 8. その他	1. 死亡 2. 転出 3. 生保該当 4. 結婚	8. その他	メモ欄1 メモ欄2		申請者 住所 氏名										印 考														
	審査 1. 課税台帳 2. 戸籍簿 3. 住民票 4. 国保台帳・被保険者証 5. 国民年金・福祉年金台帳															追加給付の状況		現物		有・無(代理有・無)		有・無(代理有・無)		償還		有・無		有・無		結城市長様	

様式第2号(第4条関係)

 医療福祉費受給者証									
公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証等の 記号及び番号									
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期								
保険者番号									
受給者	住所								
	氏名	男 女							
	生年月日	年 月 日							
有効期間	自	年 月 日							
	至	年 月 日							
結 城 市 印									
交付年月日	年 月 日								

注 意 事 項
1 この証は、結城市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに結城市役所に届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに結城市役所へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、結城市役所窓口でおたずねください。

(表)

 妊産婦医療福祉費受給者証									
◎この証は、妊産婦特有の疾病に該当するときのみ有効です。									
公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証の記号及び番号									
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期								
保険者番号									
受給者	住所								
	氏名								
	生年月日	年 月 日							
有効期間	年 月 日から								
	出産日の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)								
結 城 市 印									
交付年月日	年 月 日								

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、結城市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに結城市役所へ届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに結城市役所へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、結城市役所窓口でおたずねください。
◎ 妊娠に合併した疾病で他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産婦人科医療機関から紹介がある場合を対象とします。

結城市医療福祉費受給者証

公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証等の 記号及び番号									
保険種別									
保険者番号									
受給者	住所								
	氏名								
	生年月日								
有効期間	自								
	至								
発行機関名 及び印	結城市 印								
交付年月日									

注 意 事 項

- 1 この証は、結城市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに結城市役所に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに結城市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、結城市役所窓口でおたずねください。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者番号		対象者	男女
受給者番号		氏名	年 月 日生
再交付申請 の理由			
誓 約 書			
受給者証を発見したときは、直ちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約いたします。			
受給者 印			
(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
結城市長 様			
申請者 住所			
(受給者又は保護者) 氏名 印			
(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書			
公費負担者番号		受給者氏名	男・女
受給者番号		生年月日	年 月 日
保険者名及び被保険者証記号番号			
医療機関等の所在地及び名称又は氏名			
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)	円		
<p>上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">結 城 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(注) 押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 押印をぼ印に代えることは差し支えありません。</p>			
<p>(注)1 添付書類</p> <p>(1) 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書</p> <p>(2) 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。</p> <p>3 ※欄は、市町村で記入します。</p>			

※ 支 給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額				
	円		①	②	③		
			円	円	円	円	
	控 除 額 内 訳	外来自己負担金	円	附加給付額	円		
		他法公費負担額	円	その他	円		
	高額療養費	円	控除額計 ④	円			
	交付決定額	①+②+③-④				円	

様式第4号の2 (第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書			
受給者証 記号番号		受給者氏名	男・女
保険者名及び 被保険者証 記号番号		生年月日	年 月 日
医療機関等の 所在地及び 名称又は氏名			
医療等 の内容	内科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等 を受け た期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 結城市長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 住所 (保護者) 氏名 印 電話 </div>			
口座振込依頼書 医療福祉費の受領は次の口座へ振込み願います。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 銀行 (普通, 当座, その他) 番号 本店 名義 </div>			
(注) 1 太線の枠内のみ記入し、押印してください。 2 添付書類 (1) 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書 (2) 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 3 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 4 ※欄は、市町村で記入します。			

※	領収書等の金額		患者負担割合金額			
	円		①	円	②	円
支給 内 訳	控 除 額 内 訳	外来自己負担金	円		附加給付額	円
		他法公費負担額	円		その他	円
		高額療養費	円		控除額計 ④	円
	交付決定額		①+②+③-④			

様
(様分)

結城市長 印

医療福祉費支給決定通知書

申請のありました医療福祉費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 承認

(1) 支給決定額	円
(2) 診療年月	年 月 診療分
(3) 支払年月日	年 月 日
(4) 受給者氏名	(-)

※上記の金額は、ご指定の口座に振り込みいたします。

2 不承認 一部不承認
理由

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に結城市長に対して審査請求をすることができます。

さらに、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として（訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号	受給者
		受給者番号	氏名
届出事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名	ふりがな	ふりがな	
住所			
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()	
所得	円	円	
支払口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	
障害の程度	級	級	
高校等在学状況	学校名等	学校名等	
加入保険の世帯主 被保険者 組合員 加入者	世帯主 被保険者 組合員 加入者	世帯主 被保険者 組合員 加入者	
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国・後期	協会・組・船・共・国・後期	
被保険者証の 記号番号			
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>結城市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第8号(第11条関係)

㊦ 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者 氏名	男女
受給者番号			年月日生
その事故の要旨等 〔日時・場所・状況等〕			
疾病又は 負傷の状況			
第三者の住所 (居所)及び氏名 (名称)・日時 住所(居所)が明らかでない時は その旨			
示談の有無	有・無(示談があった場合は示談書の写を添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年月日(見込)	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>結城市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出人〔受給者又は〕住所 〔保護者等〕氏名 印</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第2号の2（第4条関係）

様式第2号の3（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第4号の2（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）